

国立研究開発法人情報通信研究機構標準化ポリシー

平成 24 年 7 月 3 日

(改正 平成 27 年 4 月 1 日)

国立研究開発法人情報通信研究機構

1. 基本的な考え方

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）は、ICT（情報通信技術）の研究開発を基礎から応用まで総合的な視点で推進することにより、世界を先導する知的立国としての我が国の発展に貢献していくと同時に、大学や産業界、さらには海外の研究機関と密接に連携し、研究開発成果を広く社会へと還元していくことによって、豊かで安心・安全な生活、知的創造性と活力に富む社会、そして調和と平和を重んじる世界の実現に貢献していくこととしている。

近年、ICTの利活用が我が国や国際社会が直面する様々な課題の解決に貢献するものと期待されるなか、NICTの研究開発成果の社会への還元が従来以上に要請されている。標準化はこのような要請に応えるための有効な手段となり得るものであることから、高度な技術の創造に取り組む中で、併せて標準化を推進するなど研究開発成果の社会への展開を推進することにより、要請に的確に応えていく必要がある。

(1) 標準化の対象の捉え方

標準化の対象を、技術的な規格とのみ捉えるのではなく、研究開発の成果として創出される新たな概念であって、広く共通認識すべきものとして提唱して社会に定着を図るべきものまでを含むものとする。

また、研究開発成果としての技術等を基に推進するシーズ・オリエンテッドな標準化に加え、防災、医療、環境・エネルギー等の分野における社会的な要請を基に推進するニーズ・オリエンテッドな標準化にも対応する。

(2) NICTが推進する標準化の類型

① 新たな概念であって広く共通認識すべきものとして提唱して社会に定着を図る標準化（概念標準化）

主として研究開発の早期の段階に、応用範囲の広い基本的な概念、アーキテクチャ等が成果として創出されることがある。これら成果については、学会、フォーラム活動等の関係者の集合体、国際的な標準化機関等において広く共通認識すべきものとして提唱し、新たな概念として社会に定着を図る。

②社会基盤の確保のための公的サービスの提供等に必要な標準化（基盤標準化）

安心・安全の確保、時刻・周波数基準の確立などの社会基盤の確保のための研究開発については、標準化が公的サービスの提供、公正な計測・評価等のために必要であるが、産業界によるビジネスの対象とならない場合には、NICTが自ら国際的な標準化機関等において標準化を推進する。

③製品・サービスの実用化につなげるためのシステム構築等に必要な標準化（システム標準化）

製品・サービスの実用化につなげるためのシステム構築に必要な研究開発については、これが進展した段階で成果として創出される技術について、産業界等と連携して国際的な標準化機関や標準化のためのフォーラム活動において標準化を推進する。また、社会的な要請に対応するため、NICTの研究開発成果を活用して行うニーズ・オリエンテッドな標準化についても、産業界等と連携して国際的な標準化機関や標準化のためのフォーラム活動において標準化を推進する。

2. 計画的・戦略的な標準化の推進に関する方針

（1）研究開発と標準化の一体的・計画的な推進

標準化を通じた研究開発成果の社会還元を効果的に行うためには、研究開発の早期の段階から標準化に関する方針を策定することが必要である。研究開発計画の企画・立案の段階において、標準化すべきものを明確に位置付け、標準化を研究開発の一環として一体的・計画的に推進する。

（2）企業等との連携

標準がそれを反映した製品・サービスを市場に提供することを目指すものである場合、研究開発の早期の段階から、製品・サービスを市場に提供する主体である企業等との間で連携しながら標準化を進める。

（3）諸外国との連携

研究開発の成果を国際標準に反映し、グローバルな市場で採用されるようにするため、研究開発の早期の段階から諸外国の研究開発機関等と連携しながら標準化を進める。

（4）標準化の場の選定

標準化の場としては、ITU等のデジュール標準を策定する場、フォーラム活

動等のデファクト標準（フォーラム標準）を策定する場などがある。また、フォーラム活動等において標準を策定した後にデジュール標準策定機関でそれを基に迅速に標準化することも行われている。標準化に当たっては、適切な場を選定してこれを推進する。

（５）知的財産権の反映

標準の策定においては、NICTが確保している知的財産権を標準に反映するなど、知的財産権の反映の観点から適切に標準化に対応する。

（６）標準化活動への参画

標準化に必要な試験・調査検討、標準原案の作成、標準化会議の場における提案、標準化会議における議長・ラポータ等としての活動などの標準化活動の推進に当たっては、NICT内外の標準化関係者とのネットワークを強固に構築して取り組む。

また、標準を活用した製品・サービス（企業によるもの、公共機関によるもの）の実用化までを視野に入れ、産業界・行政機関等と連携した実証実験の実施、法律に基づく技術基準や民間の標準の策定への協力、サービスの運用や相互接続性・運用性の確保のためのガイドライン等の整備への協力などの活動を展開するとともに、国際的な展開活動に協力する。

なお、NICTは、情報通信分野における唯一の公的な研究開発機関として中立的な立場での標準化への貢献が期待されており、NICTの役職員は中立な公的機関に所属する有識者・専門家として国の審議会や国内・国際の標準化機関における活動に参加し、貢献する。

（７）標準化活動への取組の評価

研究開発計画の策定時、研究開発の実施時、研究開発の終了時など、適切な時点で標準化への取組を評価する。また、評価を踏まえ、標準化活動の見直しを行い、研究開発計画に反映する。

3. 標準化活動の促進に関する方針

- ①研究開発の一環として実施する標準化活動を効果的に推進するため、国内外の標準化機関等との連携関係を構築、維持するとともに、標準化に関する国際会議の日本招致・開催に積極的に協力する。
- ②標準化会議等に継続的に参加して内外の関係者と調整を行うことができる人材など、標準化に関する人材の育成を図る。

